

令和2年度第1回放送大学学園契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和2年9月4日(金) 放送大学学園東京オフィス WEB会議	
委員長	溝口 周二 (横浜国立大学名誉教授)	
委員	出口 利定 (放送大学学園・監事)	
委員	石井 尚子 (放送大学学園・監事)	
審議対象期間	令和元年4月1日 ~ 令和2年3月31日	
審議事項	<p>1. 令和元年度契約点検について</p> <p>ア 令和元年度契約の全体像</p> <p>イ 令和元年度競争性のある契約(一般競争入札、企画競争等)</p> <p>ウ 令和元年度競争性のない随意契約</p> <p>2. 一者応札案件について</p> <p>ア 平成30年度の一者応札案件のフォローアップ</p> <p>イ 令和元年度の一者応札案件の概要</p> <p>ウ 令和元年度の一者応札案件に係る個別ヒアリング</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
	意見・質問	回答等
	1. ア 令和元年度契約の全体像	
	令和元年度の競争性のない随意契約については、件数、金額ともに減少しているものの、金額の全体に占める割合は、依然として高い状況にある。さらに改善するための方策はあるのか。	事前に随意契約の案件について公告することにより、応札者がいないかどうか確認する方法もある。事前公告について、検討していきたい。
	1. イ 令和元年度競争性のある契約(一般競争入札、企画競争等)	
	再委託の確認は、どのように行っているのか。	再委託をする場合は、入札時に書類を提出させ、再委託理由、再委託金額等を確認している。また、落札後、正式に申請書を提出させ、内容を確認した上で、承認をしている。
	1. ウ 令和元年度競争性のない随意契約	
	<p>・随意契約によらざるを得ないものとして、議論の余地のないものと、議論になるものがあると思われる。例えば、参考資料2の「随意契約によることができる事由」を分類別にした表を資料5に盛り込むなどして、議論になりそうな部分を資料5に持ってきてもらって、今後検討する上で、議論ができると思われる。</p> <p>・随意契約については、金額が大きい契約もあるため、議論を行った上で定期的に見直し状況を確認する必要がある。</p>	ご指摘を踏まえて、資料の作成に工夫をしていきたい。
	2. ア 平成30年度の一者応札のフォローアップ	
	「マークシート読取処理等業務請負」は、毎年1者応札が続いていて、この場でも議論した経緯がある。今回、辞退した業者へのヒアリングを踏まえて仕様書を見直し、複数者の応札があったということで、非常に成果があったと思われる。この他にも9件中5件、一者応札が改善しているので、引き続きこういう形での検討を進めていっていただきたい。	今後も、引き続き辞退業者へのヒアリングを実施するなどして、一者応札の改善に向けて取組んでいく。
	2. イ 令和元年度の一者応札事案の概要	
	<p>・令和元年度に、新たに1者応札となったものが29件あり、このうちヒアリングしたものが5件で、1者応札を直ちに改善できないからヒアリングを実施できなかったものが24件と分類している。しかし、この24件の中には、学習センターの備品の更新のように、地元業者への声掛けなど、ヒアリングをするまでもなく改善が期待できるようなもの。また、単発の契約で今後につながらないもの。つまり、今回は調達を行ったけれども、次年度以降は同種の契約は発生することが想定できないので、そもそもヒアリングが必要ないものが含まれているのではないかと。</p> <p>・24件は直ちに改善できないと一緒くたに分類するのではなく、もう少し丁寧に詳細な理由を付していただきたい。</p>	ご指摘を踏まえて、一者応札の原因や一者応札を改善する余地があるのかなどについて、資料に盛り込むなどの工夫をしていきたい。

2. ウ 令和元年度の一者応札事案に係る個別ヒアリング	
<p>「コピー用紙の購入」</p> <p>共同調達是非進めていただきたい。例えば、多摩地区あたりでは国立5大学で共同して調達を行っている。学園においても、関東近辺の国立大学等とも一緒に共同調達ができるかどうか検討されてはどうか。</p>	<p>近隣の大学との共同調達が可能かどうか、検討していきたい。</p>
全体を通しての意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の電子ジャーナルの購入については、様々な大学が非常に苦労しているところである。今後の放送大学での電子ジャーナルの扱いについて、方向性があれば教えていただきたい。 ・毎回、一者応札の改善状況の報告ではなくて、随意契約の見直しなど、少しずつテーマを変えて色々な視点から、競争性を持った契約をどう確保していくか見直していくべきではないか。毎回同じ観点で議論をするということではなくて、棚卸しではないが、随意契約の見直しはやはり時折必要になるため、もう少し資料の作成に工夫をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、電子ジャーナルの購入は、他の代理店を介することなく、契約相手方が直接販売を行っており、他の書店等から購入できないことになっているなどして、随意契約によらざるを得ない状況である。 ・ご指摘を踏まえて、一者応札の改善状況だけでなく、随意契約の状況等について議論が出来るように資料の作成に工夫をしていきたい。